

# 平成 27 年産米に関する浪江町管理計画

## 1 対象区域

### (1) 作付再開準備区域

浪江町旧荻野村

※ なお、上記区域内において、別添水田管理台帳に記載されていないほ場については、27 年産米の安全確保の観点から、稲の作付を自粛する。

## 2 対象区域における 27 年産稲の作付の状況等

別表のとおり。

## 3 放射性物質の吸収抑制対策

### (1) 実施主体

浪江町が、ふたば農業協同組合と連携して実施する。

### (2) 対象

浪江町内で、27 年産稲の作付を行う全ての水田を対象とする。

### (3) 実施時期

平成 27 年 3 月下旬～5 月

### (4) 実施方法

町、ふたば農業協同組合が各農家に塩化カリを配付し、各農家が基肥で施用。施用量については、反あたり 50 k g を基本とする。

### (5) 実施の確認

町は、4 月に、浪江町地域農業再生協議会を通じて、27 年産稲の作付を行う全ての農家に放射性物質吸収抑制対策確認票及び管理日誌を配付し、対策の徹底を指導。

農家は随時放射性物質吸収抑制対策確認票及び管理日誌に記入し、6 月末までに放射性物質吸収抑制対策確認票を町に提出。

町は、回収した放射性物質吸収抑制対策確認票に基づき、各農家が稲を作付した全てのほ場で吸収抑制対策を実施したことを確認。

## 4 放射性物質の交差汚染防止対策

### (1) 実施主体

浪江町が、ふたば農業協同組合と連携し、実施する。

### (2) 対象

浪江町内で、27 年産稲の作付を行った農家を対象とする。

### (3) 実施時期

平成 27 年 6 月～10 月

### (4) 実施方法

ふたば農業協同組合は、27 年産稲の作付を行った農家に対して、使用する予定の乾燥調製機器を調査する。

調査の結果、対策が必要と認められた籾すり機及び選別計量機については、農家はそれぞれ籾及び玄米を使用してとも洗いをを行い、生じた玄米を区分して保管後、町の指定する保管場所に搬入する。

浪江町は、とも洗いにより生じた玄米を保管後、処分する。

#### (5) 実施の確認

町は、4月に、浪江町地域農業再生協議会を通じて、27年産稲の作付を行う全ての農家に、「放射性物質に汚染された異物の混入・付着防止対策確認票」及び「管理日誌」を配付し、対策の徹底を指導。

農家は随時「放射性物質に汚染された異物の混入・付着防止対策確認票」及び「管理日誌」に記入。収穫・調製後、生産量の確認を受ける際に、放射性物質に汚染された異物の混入・付着防止対策確認票を提出。

町は、農家が指定保管場所にとも洗いにより生じた玄米を搬入した場合に当該農家のとも洗い玄米量を確認の上、水田管理台帳に記入。回収した「放射性物質に汚染された異物の混入・付着防止対策確認票」に基づき、各農家が収穫後の汚染防止対策を実施したことを確認。

### 5 生産情報の把握・管理

#### (1) 水田管理台帳の整備

町は、6月30日(火)までに、浪江町地域農業再生協議会と連携して、27年産稲を作付した市内の全ての水田について、水田台帳の情報等を活用し、生産者名、ほ場の地番、ほ場の面積等を水田管理台帳に整理。その際、周辺市町村と連携して「出入作」を把握。

#### (2) 生産・収穫の管理

町は、浪江町地域農業再生協議会と連携して、水田管理台帳を基に以下の生産・収穫情報を整理。

- ① 6月30日(火)までに、経営所得安定対策の交付申請手続き等を活用し、27年産稲を作付した農家ごとの稲の作付面積、作付品種等を取りまとめるとともに、別表を県に提出。
- ② 7月31日(金)までに、農作物共済の現地確認の仕組み等を活用し、水田管理台帳に記載された水田での稲の作付の有無及び台帳に記載されていない作付がないかを確認。なお、変更があった場合には別表を修正し県に提出。
- ③ 9月30日(水)までに、管理日誌等を活用し、ほ場ごとの収穫時期、乾燥・調製方法、乾燥・調製場所、乾燥・調製後の保管場所等を水田管理台帳に整理。

水田管理台帳には、①～③に加え、吸収抑制対策、収穫後の汚染防止対策、放射性物質検査、基準値を超えた場合の処分等の情報を記載し、必要な対策が実施されているかのどうかの確認が行えるよう整理。

### **(3) 生産量の全量把握**

町は、8月末までに、浪江町地域農業再生協議会と連携して、27年産稲を作付した農家に米袋識別コードラベルを配付。

農家は、乾燥・調製後に全ての米袋にラベルを貼付。その際、複数の旧市町村において作付している農家については、識別コードから生産地が遡及できるようにラベルを貼付。また、その他の農家も含め、できる限り識別コードから生産地が遡及できるようラベルを貼付。

町は、10月30日（金）までに、浪江町地域農業再生協議会と連携して、保管場所等に出向いて農家ごとにラベルを貼付した米袋の数を把握し、水田管理台帳の予想収穫量との整合性を確認。

なお、吸収抑制対策を行わない試験栽培の米は、全量を把握した上で、処分したことを町が確認する。

## **6 米の放射性物質検査**

### **(1) 全量全袋検査の実施**

町は、放射性物質検査を実施する前に、浪江町地域農業再生協議会と連携して、検査場毎の検査計画を策定し、当該計画に基づき、放射性物質検査を実施。

ただし、吸収抑制対策を行わない試験栽培の米は、全量処分するため、全量全袋検査の対象外とする。

### **(2) 実施確認**

町は、浪江町地域農業再生協議会と連携して、水田管理台帳と照合し、農家ごとに生産した米の全量が放射性物質検査を受けているかを確認。未検査の米があれば、検査予定日を確認。

## **7 基準値を超える放射性物質が検出された米の処分**

町は、農協、集荷業者、浪江町地域農業再生協議会の協力を得て、基準値を超える放射性物質が検出された米を区分して保管後、処分。